

議案第4号

高根沢町国民健康保険条例の一部改正について

高根沢町国民健康保険条例（昭和34年高根沢町条例第58号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年11月30日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例

高根沢町国民健康保険条例（昭和34年高根沢町条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。</p> <p>ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>12,000円</u>を上限として加算するものとする。</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。</p> <p>ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>16,000円</u>を上限として加算するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る高根沢町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。